

II 制度提言

記載例

【分野】
提案する制度に該当する分野を記載しています。

【SDGsのゴール】
提案する制度に関連する「SDGsの17のゴール」について記載しています。

SDGsの推進				
提言する制度名 沖縄らしいSDGs推進特区				
財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	○	○

【分類】
提案する制度の分類について、「財政特例」、「規制緩和」、「要件緩和」、「税制優遇」、「その他」を選択し、記載しています。

制度概要

1. 沖縄の置かれた特殊な諸事情に基因する政策課題への対応と、ESGを意識した企業活動のマッチングを推進し、官民一体となった持続可能な沖縄振興の仕組みを構築するため、国の財政支援及び国税・地方税の軽減措置制度等を創設する。【新規】

<大まかな流れ>

- 1 企業が「沖縄らしいSDGs推進計画」を作成
- 2 知事又は大臣が、沖縄の政策課題の解決に資する計画と認めるものについて認定及び公表【企業イメージの向上】
- 3 計画に基づく財やサービスの提供に必要な初期投資について、投資税額控除【インフラコスト減】
- 4 計画に基づく事業の着手から5年間、発生した損益の一部を補填【ランニングコスト減】
- 5 政策金融を活用し、計画の実施主体を金融面から支援【資金調達コスト減】

ESGは、企業活動のプロセスに着目する概念
ESG=環境 Environment
社会 Social
企業統治 Governance

ESGを意識した企業活動と沖縄の政策課題をマッチング(県)

ESGを意識して日々の企業活動を行うことで企業のサステナビリティが向上し、将来的にSDGsの目標達成に貢献(企業)

SDGsは様々な取り組みのゴールにあたるもの



ESGを意識して日々の企業活動を行うことで企業のサステナビリティが向上し、将来的にSDGsの目標達成に貢献(企業)

沖縄振興に、民間による自由な発想に基づく持続可能な取組の導入を促進(沖縄全域)

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①～P5-⑫】

【制度概要】
提案する制度の概要について記載しています。

【現状・課題】
提案する制度の現状・課題について、沖縄の特殊事情を踏まえ記載しています。

【担当部課】
提案する制度の担当部課を記載しています。

現状・課題

必要性

担当部課 企画部 企画調整課

【沖縄らしいSDGsの優先課題】
提案する制度に関連する沖縄らしいSDGsの優先課題を記載しています。(下記参照)

【必要性】
提案する制度を要望する必要性を記載しています。

沖縄におけるSDGs推進の基本理念の達成に向けた取組の柱として設定された「優先課題」

《People 人間》

- P1-① 違いを認め合い、一人ひとりが大切にされ、あらゆる場面で活躍できる社会の実現(多様性の尊重、個人の尊厳)
- P1-② 医療・福祉の充実、健康長寿と生きがい、子どもを貧困から守る子育てしやすい暮らし
- P1-③ 地域への誇りと夢・目標をもてる学びの確保、教育の充実

《Prosperity 繁栄》

- P2-④ 基幹産業として持続可能で責任ある観光(サステナブル/レスポンシブルツーリズム)の推進、観光との連携・相乗効果等も活用した産業振興(農林水産業におけるブランド化等)、県経済の基盤となる安定的な雇用
- P2-⑤ 日本とアジア・太平洋の架け橋となる物流・情報・金融の拠点
- P2-⑥ 気候変動に適應する強靱なインフラと交通網の整備

《Planet 地球》

- P3-⑦ 多様な生物・生態系や自然遺産を含む自然に囲まれた環境の保全、エコアイランドの実現、自然と調和したライフスタイル

《Peace 平和》

- P4-⑧ 基地から派生する諸問題の解決の促進、平和を希求する沖縄として世界平和への貢献・発信
- P4-⑨ 共助・共創型の安全・安心な社会の実現

《Partnership パートナーシップ》

- P5-⑩ ユイマール(相互扶助)の継承、人の和・地域の和
- P5-⑪ 地域・世代・分野・文化等を超えた多様な交流と連携
- P5-⑫ 世界の島しょ地域における技術・経験の共有と国際貢献・グローバルパートナーシップ

SDGsの推進



提言する制度名 沖縄らしいSDGs推進特区

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	○	○

制度概要

1. 沖縄の置かれた特殊な諸事情に基因する政策課題への対応と、ESGを意識した企業活動のマッチングを推進し、官民一体となった持続可能な沖縄振興の仕組みを構築するため、国の財政支援及び国税・地方税の軽減措置制度等を創設する。【新規】

＜大まかな流れ＞

- 1 企業が「沖縄らしいSDGs推進計画」を作成
- 2 知事又は大臣が、沖縄の政策課題の解決に資する計画と認めるものについて認定及び公表【企業イメージの向上】
- 3 計画に基づく財やサービスの提供に必要な初期投資について、投資税額控除【イニシャルコスト減】
- 4 計画に基づく事業の着手から5年間、発生した損益の一部を補填【ランニングコスト減】
- 5 政策金融を活用し、計画の実施主体を金融面から支援【資金調達コスト減】

ESGは、企業活動のプロセスに着目する概念

ESG＝環境 Environment
社会 Social
企業統治 Governance



SDGsは様々な取り組みのゴールにあたるもの



ESGを意識した企業活動と沖縄の政策課題をマッチング(県)

ESGを意識して日々の企業活動を行うことで企業のサステナビリティが向上し、将来的にSDGsの目標達成に貢献(企業)

沖縄振興に、民間による自由な発想に基づく持続可能な取組の導入を促進(沖縄全域)

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①～P5-⑫】

現状・課題

- 累次の沖縄振興の取組により、社会資本の整備を中心に本土との格差が縮小するとともに、リーディング産業である観光リゾート産業及び情報通信関連産業が成長するなど着実に発展を遂げてきた。
- 一方、一人当たり県民所得が全国の7割程度であるなど、沖縄振興は未だ道半ばである。また、新たに生じた課題や重要性を増した課題への対応、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に象徴される社会経済情勢の変化への対応など、政策課題は多岐にわたっている。

必要性

- 多様な行政ニーズにきめ細かく、かつ継続的に対応するため、民間企業によるアイデアや活動を誘引し、持続可能な取組とする必要がある。
- 沖縄振興の取組に民間の知恵と活力を円滑に導入するためには、官民間問わず世界共通のゴールとなっているSDGsやESGを媒介とした制度を構築する必要がある。

担当部課 企画部 企画調整課

環境保全



提言する制度名 自然環境の保全再生支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	義務規定へ拡充

制度概要

1. 自然環境の保全及び再生を努力規定から義務規定へ拡充する。【拡充】
2. サンゴ礁、藻場、干潟等の保全再生、蓄積した赤土の除去、希少動植物の保護、外来種対策等の自然環境の保全の取組の実施に係る国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P3-⑦】

現状・課題

- 沖縄県は、亜熱帯海洋性気候の下、サンゴ礁が発達した青い海と貴重な野生生物が数多く生息・生育する緑豊かな島々から構成され、固有の自然環境を有している。
- 本土復帰以降、社会基盤整備をはじめとする各種開発が急速に進み、自然環境破壊などの環境問題が顕在化した。
- 沖縄の自然環境が育てている多様な生物と生態系は、文化・産業・防災等の面において多くの恩恵を与える一方、人的活動や地球温暖化を一因とする気候変動の影響等を受けやすい。
- 人為的な移動や人や物の移動が活発になることによる非意図的な外来生物の侵入により、沖縄の貴重な動植物の生息・生育に影響を与えている。
- 現行制度における沖振法上の取扱いでは、第84条の3において努力規定が定められている。



必要性

- 自然環境の保全及び再生に向けては、人口や観光客の増加、さらには経済活動の進展など沖縄を取り巻く社会経済環境が変化する中、沖縄の豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐため、沖振法において義務規定へ強化するとともに、補助制度を創設する必要がある。
- 失われつつあるサンゴ礁におけるサンゴの植え付け、赤土等土砂の堆積物の除去によるサンゴ礁、藻場、干潟等の再生などの保全再生に取り組む必要がある。
- 沖縄の貴重な動植物の保護・保全策を講じるとともに、希少種に捕食圧等がかかる外来種の駆除等の対策に取り組む必要がある。

担当部課 環境部 自然保護課、環境保全課、環境再生課



提言する制度名 国立自然史博物館の設立

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
—	—	—	—	沖縄振興特別措置法への位置づけ

制度概要

1. 「国立自然史博物館」の設立について、沖縄振興特別措置法に規定する。【新規】
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P3-⑦、P5-⑫】

現状・課題

- 東アジア・東南アジアにおいて、欧米のような自然史科学の国際的研究拠点がなく、日本学術会議により国立自然史博物館の設置の必要性が提言されている。
- 沖縄県の位置する南西諸島は、生物多様性の宝庫であるとともに、地質学的、気候帯的に重要な地域として世界から関心が寄せられており、また、東アジア・東南アジアの中心に位置するという地理的優位性などから、日本学術会議は国立自然史博物館を本県に設立する構想を示している。
- これらを踏まえ、県においても国立自然史博物館の県内への設立に向けて、シンポジウムを開催するなどの取り組みを行ってきており、その実現への期待が高まっている。

必要性

- 国立自然史博物館を東アジア・東南アジアの中心に位置する沖縄に設立することで、東・東南アジア全体の自然史科学を支える拠点となるばかりではなく、人材育成や国際貢献のハブとなるとともに教育及び観光面において、多大な貢献が期待される。
- そのため、国立自然史博物館設立について、法制度として位置づけ、取り組みを推進する必要がある。

担当部課 環境部 自然保護課

提言する制度名 うちなーロードセーフティ事業

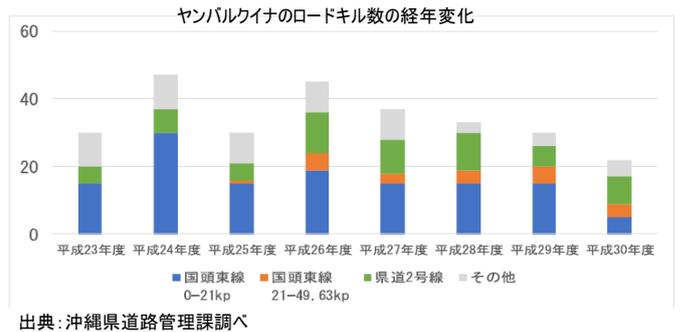
財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 道路整備完了路線において、希少な野生生物保護を目的とした道路施設整備を実施するための国の財政支援を創設する。【新規】
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P3-⑦】

現状・課題

- 沖縄県内には絶滅危惧Ⅰ類のヤンバルクイナなど貴重な生物が数多く成育しているが、生息域や生態系の変遷及び観光客増加に伴う道路通行車両の増加など、様々な要因からロードキルが発生しており、道路環境の改善等によるロードキル抑制が課題となっている。
- 主に県管理道路上においてヤンバルクイナのロードキルが多く発生しており、小動物警戒標識や横断ボックスの整備等、道路環境の改善を図ることで希少な野生生物を保護し、沖縄の生物多様性を保つことが求められている。



小動物警戒標識



横断ボックス

必要性

- 沖縄県は、やんばる地域及び西表の世界自然遺産登録に向け、生態系・生物多様性の維持に取り組んでおり、希少な生物の保護(ロードキル防止)は重要な取組の一つである。
- ヤンバルクイナを含め多種多様な生物がそれぞれにふさわしい環境で生息できる健全な生態系を持続させる必要がある。

担当部課 土木建築部 道路管理課

環境保全



提言する制度名 赤土等流出防止対策制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 農地からの赤土等流出防止対策に係る国の財政支援を創設する。【新規】
2. 農地以外からの赤土等流出防止対策に係る国の財政支援を創設する。【新規】
3. 赤土等流出防止対策に係る環境教育等の取組に係る国の財政支援を創設する。【新規】
4. 学生が修学旅行時に自然環境保全に関わるなどのレスポンスブルツーリズムを活用した赤土流出防止対策に係る国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④、P3-⑦、P5-⑫】

現状・課題

- 赤土等の流出は、河川及びサンゴ礁生態系への影響のみならず、漁業や観光業などへも大きな影響を与えるため、沖縄県赤土等流出防止条例による規制やグリーンベルトの普及などの対策に取り組んできた。
- 本県の海の価値は、観光レクリエーションで2,324億円/年、漁業で106億円/年と試算されており、赤土等流出を抑え、良好な状態で保全することが重要である。
- 赤土等の流出は減少してきているが、総流出量の84%を占める農地からの赤土等流出防止対策が課題になっている。
- 農地対策のほか、定期的なモニタリング調査や専門人材の育成・確保、環境教育の推進など赤土等流出防止に向けて継続した取組の強化・促進が求められる。

必要性

- 赤土等の流出に伴う河川やサンゴ礁海域の環境汚染は、本県の気候特性や土壌特性等の自然的要因に起因することから、開発行為や営農行為等からの流出防止対策を継続する必要がある。
- 海域環境を良好な状態に保全・再生し次世代に引き継ぐこと、赤土等の影響のない魅力ある海域を増やし漁業・観光業等の更なる経済振興に資するため、赤土等流出防止対策を推進する必要がある。

担当部課

環境部 環境保全課、自然保護課、農林水産部 営農支援課、村づくり計画課、農地農村整備課



提言する制度名 石綿(アスベスト)含有建材除去・処理促進制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 石綿含有建材の除去及び処理に係る国の財政支援(国庫補助率95%)を創設する。

【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P3-⑦】

現状・課題

- 平成30年度の住宅・土地統計調査によると、沖縄県の住宅の約94%が、石綿含有建材が多く使用されていると言われている鉄筋・鉄骨コンクリート造であり、他自治体(全国平均約25%)と住宅事情が大きく異なっている。
- 法定耐用年数は木造の22年に対し、鉄筋・鉄骨コンクリート造は47年と長く、石綿含有建材の使用が禁止された平成18年9月以前に建築された住宅については令和37年度まで存在していることから、その解体工事等は令和37年以降も行われることが想定される。
- 木造に比べて鉄筋・鉄骨コンクリート造は解体工事そのものに費用がかかることから、施主の金銭的負担が大きく、解体されないまま放置される可能性がある。

必要性

- 未だ使用されている石綿含有建材について、過去の災害時に全壊または半壊した建物からの石綿の飛散・流出による環境汚染や健康被害が問題視されているため、平常時において石綿含有建材の除去・処理を促進する必要がある。

担当部課 環境部 環境保全課、環境整備課

提言する制度名 海岸漂着物総合対策体制構築支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 海岸漂着物の回収処理等に係る国の財政支援を拡充する（国庫補助率を9/10から10/10へ引き上げる。）。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P3-⑦】

現状・課題

- 沖縄県は日本唯一の離島県であり、県全体で約2,037kmの海岸線延長（全国4位）を有し、亜熱帯特有のサンゴ礁や美しい海浜、広大なマングローブ植生帯や特徴的な干潟等、優れた自然景観を有している。
- しかし、県内の多くの島々には主に海外からの大量のごみが漂着し続けており、6割は浮子、ペットボトル等のプラスチックゴミである。
- このような状況は、海岸の景観や生態系、ひいては沖縄の基幹産業でもある観光にも影響を与えかねない深刻な問題となっている。
- 特に人口が少ない離島では、回収作業にかかる人材の確保が難しく、更には島内に十分な処理施設がないため遠方の処理施設へ海上運搬する費用が必要になる等、対策は更に困難な状況となっている。

必要性

- 海岸漂着物は回収しても繰り返し漂着するため、継続して回収・処理を行う必要があり、海岸漂着物に係る体制を強化することにより、本県の観光資源である美しい海浜の景観を守る必要がある。

担当部課 環境部 環境整備課

提言する制度名 島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な循環型社会の構築

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 廃棄物のリサイクル技術、処理技術、熱回収技術の開発や導入、プラスチック製品の利用削減の推進に係る国の財政支援を創設する。【新規】
2. 使用済み太陽光パネル等のリサイクル・適正処理促進に係る国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P3-⑦】

現状・課題

- 沖縄の世界に誇れる財産である美しい自然環境を有しているが、本県の狭い島しょ性により、環境負荷に対して脆弱であるという条件不利性を抱えている。
- 近年、本県は一般廃棄物の排出量は増加傾向にあり、また、リサイクル率も全国平均を大幅に下回っている。
- 今後は、入域観光客の増加による廃棄物の増加も懸念される場所である。
- 本県は島しょ地域という地理的要因に起因する輸送費の発生や小規模処理による低い効率など、他県と比較して資源循環コストが嵩む構造的不利性を抱えている。
- 特に、離島市町村では人手不足や技術不足が課題となっている。
- 沖縄県でも太陽光発電の導入が進んでおり、今後大量廃棄の時代を迎えるため、そのリサイクル及び適正処理が課題である。

必要性

- 自然環境の保全と社会経済活動とのバランスを図り、環境負荷の低減及びコストの低減につながる亜熱帯島しょ県ならではの循環型社会の構築の推進に係る国の財政支援が必要である。

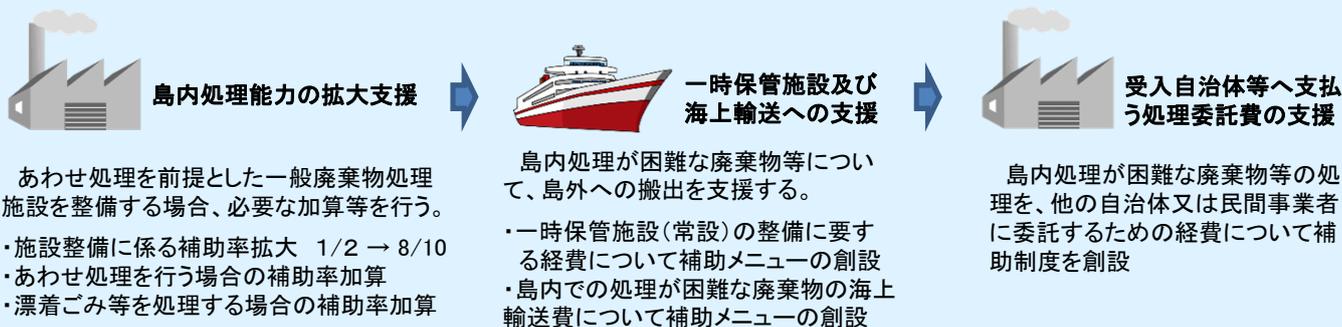
担当部課 環境部 環境整備課

提言する制度名 離島廃棄物処理促進に関する財政特例制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 一般廃棄物処理施設において産業廃棄物を処理する「あわせ処理」及び海岸漂着ごみの処理の促進に要する経費に対して国の財政支援を創設する。【新規】
2. 離島において処理困難な廃棄物（産業廃棄物、海岸漂着ごみを含む）の島外処理の促進に必要な一時保管施設の整備や海上輸送に要する経費に対しての国の財政支援を創設する。【新規】【沖縄らしいSDGsの優先課題:P3-⑦】



現状・課題

- 家庭から出るごみは一般廃棄物として行政で処理するが、事業者から出る産業廃棄物は、原則として民間の産業廃棄物処理事業者が処理する。
- しかし、市場の狭隘な離島では、産業廃棄物処理事業者がない等の理由により、処分のために沖縄本島や他の離島への海上輸送が必要となるなど高コスト構造となっている。
- このため、行き場を失った産業廃棄物や処理困難な海岸漂着ごみの滞留及びこれらの台風時における飛散・流出等が課題となっている。



必要性

- 離島における廃棄物処理は、民間活用や広域的対応が困難で高コスト構造である。加えて海岸漂着ごみの問題も抱えており、廃棄物の処理に滞留が生じている。よって、これらの処理を円滑に推進することができるよう必要な制度を創設する必要がある。

担当部課 環境部 環境整備課

提言する制度名 放置艇・廃船等の処分費用に係る国費支援制度の拡充

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 良好な港湾環境を維持するため、港湾管理者が行う放置艇・廃船の撤去・廃棄等の費用に係る国の財政支援を拡充する。【拡充】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】

現状・課題

- 県内港湾において、所有者が放置・廃棄した船舶が存在しており、新たな船舶が受け入れられないなど、良好な港湾環境の維持や港湾の利活用に支障が生じている。
- 放置艇の隻数は全国ベースでは減少しているものの、沖縄県内では増加している。これは、海洋性レクリエーション等の観光産業が盛んで船舶所有の需要が大き一方、離島県のため、廃棄処分に係る運搬費用が高額となり所有者自身による経費負担が困難である等、本県ならではの事情に起因するものである。
- 放置・廃棄された船舶は、行政代執行等により港湾管理者が撤去・処分することができるものの、所有者が行方不明など撤去費用を求償できる可能性が低い。
- 本県は島しょ県であるため多数の港湾を有しており、社会資本整備総合交付金の活用による撤去では十分な対応が困難である。

必要性

- 放置・廃棄された船舶の存在は、美観や港湾の効率的利用の阻害要因になるばかりでなく、海洋性レクリエーション産業等の観光産業発展の足かせともなることから、改善する必要性が高い。
- 放置・廃棄された船舶を速やかに撤去・廃棄するため、国の財政支援を拡充する必要がある。

担当部課 土木建築部 港湾課



提言する制度名

地球温暖化対策の更なる推進(革新的技術の導入拡大及び電気自動車の普及拡大への支援措置)

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

- 革新的技術(水素利用等)の導入拡大に向けた先進モデル地域として国の実証実験等の実施及び国の財政支援を創設する。【新規】
- 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備を有する事業者又は個人が電気自動車を購入する際の購入費及び電気自動車から建物の電気系統に電気を流す際に必要な設備等についての国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-⑥、P3-⑦】

現状・課題

- 本県は地理的・地形的及び電力需要規模の制約から大規模な水力発電等の設置が困難であり、電力のエネルギー源を化石燃料に頼らざるを得ない状況である。
- 令和32年(2050)頃までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするため、再生可能エネルギーで製造・貯蔵した水素の多用途への活用、発電所からの二酸化炭素の回収・貯蔵(CCS)技術の確立等、早期の実用化に向けた実証等が求められている。
- 本県においては、鉄軌道を中心とした交通網整備の遅れから自動車保有台数が毎年増加し、平成30年度で114万台を越え、この10年で20%増加している。しかし、県内における電気自動車の導入台数は、車両価格が高いこともあり、平成30年度末で969台(0.08%)と低調である。
- 固定価格買取制度(FIT)の導入から10年が経過し、今後、FITを終了する事業者又は個人が増加することから、限界に達しつつある太陽光電源の接続可能量への負荷を衛源し、余剰電力をカーボンフリーなエネルギー源としての活用を促すことが求められる。

必要性

- 本県の化石燃料に依存している電源構成を脱却し、令和32年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを達成し、沖縄らしいSDGs推進のための優先課題であるエコアイランドの実現に向けて、革新的技術の導入拡大に向けた国の実証実験の実施及び国の財政支援を創設する必要がある。
- 電気自動車の普及拡大と、かつ太陽光発電による充電を促すことによって、最も排出割合の高い運輸部門における二酸化炭素削減が必要である。

担当部課

環境部 環境再生課

提言する制度名 グローバルグリーンアイランドサミット(GGIS)推進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 海岸漂着物や外来種問題、表土流出問題、ゴミ処理問題などの島しょ地域の環境問題等に対する地方自治体による国際協力体制を強化するための国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P5-⑫】

現状・課題

- 沖縄県は、亜熱帯海洋性気候の下、豊かな生態系を育むサンゴ礁が発達した青い海と貴重な野生生物が数多く生息・生育する緑豊かな島々から構成され、世界的にも希少な固有の自然環境を有している。
- 沖縄の自然環境は、文化・産業・防災など多面的な生態系サービスを提供する一方、島しょ性に基づく地理的条件や環境容量が小さいことから海外からのマイクロプラスチックの基となる海岸漂着物や外来種の移入などの環境負荷に脆弱であり、日本本土とは異なる特徴を持つ。
- 持続可能な島しょ地域の未来を実現することを目標に、平成30年8月に開催された第1回グローバルグリーンアイランドサミット(GGIS)フォーラムには、沖縄、米ハワイ州、韓国済州島、中国海南省が参加し、海岸漂着物問題をはじめとする環境問題について議論を交わした。

必要性

- 観光産業が盛んな本県にとって、国内外からの多くの観光客を魅了する観光資源としての自然環境を良好な状態で保持することは、持続可能な発展を実現するにあたり不可欠である。
- 近年の環境問題は、気候変動に伴う海水面・海水温の上昇やサンゴの白化をはじめとした海域生態系の崩壊など、大規模化する傾向にあり、一地域のみでは対処できず、その解決策を見出すために国際協力体制を強化する必要がある。
- 島しょ地域特有の環境問題に対して、同じような地理的条件や経済構造を有する世界の地方自治体と国際協力体制を構築し、持続可能な発展に向けた地域事例の共有等を通じて解決策を見出す必要がある。

担当部課 環境部 環境政策課



提言する制度名 花と緑あふれる緑化対策強化支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 観光地への主要アクセス道路等について、花と緑のある良好な空間を創出し、道路景観を向上させるため、ICタグを用いた街路樹マップシステムの構築、花木等による修景及び重点管理に係る国の財政支援を創設する。【新規】
2. 空港や港湾において、季節の花などを用いて緑化整備するための国の財政支援を創設する。【新規】
3. 緑化病害虫や外来種ギンネム等の防除に係る国の財政支援を創設する。【新規】
【沖縄らしいSDGsの優先課題：P2-④、P2-⑥、P3-⑦】

現状・課題

- 本県は亜熱帯地域に位置する島しょ県であり、日本本土とは異なる植物相を有する豊かな自然環境に恵まれている。
- 県内各地の沿道や公共施設等においては、鮮やかな花を咲かせ南国沖縄のイメージを印象づける緑化木・植物が多用され、沖縄の貴重な観光資源となっている。
- 台風常襲地帯であることや、年中温暖で雨の多い気候から外来種ギンネムを含む雑木・雑草の繁茂が激しいことに加え、外来昆虫等による病害虫の被害が多発している。

必要性

- 花と緑にあふれる沖縄らしい景観形成を図り、世界水準の観光リゾート地形成に資するため、沖縄らしい熱帯・亜熱帯性の花木等を活用した、それぞれの地域にふさわしい緑地の創出が必要である。

担当部課 環境部 環境再生課、土木建築部 道路管理課

提言する制度名 駐留軍活動への環境管理対策の強化

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	○

制度概要

1. 沖縄振興特別措置法に、次の(1)及び(2)に係る規定を創設する。【新規】
 - (1) 米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性がある事故が発生し、人の健康や自然環境に係る被害が生ずるおそれがある場合の、国による環境調査や浄化等の実施の義務づけ。
 - (2) 米軍活動に起因する環境汚染が疑われる事象が発生し、県や市町村が環境調査等を実施した場合における、その経費に対する国の財政支援。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③】

現状・課題

- 日米地位協定上、米軍の公務執行中の行為には、日本国内法は適用されない。さらに、米国の法令も、原則として合衆国の領域内に限定し適用されている。
- 現在、在日米軍は、「日本環境管理基準(JEGS)」に基づき、環境管理を行い、環境汚染には「米国外の環境汚染の改善(国防省訓令4715.08)」で対処しているが、いずれも米軍の内部規程であり、運用実態は一般には公表されていない。
- 提供施設外への環境汚染物質等の漏出を懸念して、地元自治体が環境調査を行った場合、その費用は地元自治体が負担している。

必要性

- 汚染原因者責任の原則により、米軍活動に起因する環境問題は、米国の責任により解決すべきであるが、現行の法体系では環境調査や浄化等の実施が米軍の判断に委ねられ、十分な対策が講じられていない。
- 駐留軍用地が広範かつ大規模に存在する沖縄の特殊事情に鑑み、自然環境の保全及び県民の健康被害の防止を図る観点から、米軍活動に起因する土壌汚染等環境問題が発生した場合に、基地提供者である国の担う義務と財政支援を明確にする必要がある。

担当部課 環境部 環境政策課



提言する制度名 「空手の聖地・沖縄」の形成に向けた支援

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	沖縄振興特別措置法への位置づけ

制度概要

1. 沖縄振興特別措置法に「空手の聖地・沖縄」の形成に向けた国の支援に関する規定を設ける。【新規】
2. 持続的に沖縄空手を保存・継承・発展させるために必要な資金の確保その他の援助について、国の財政支援を創設する。【新規】
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P2-④、P5-⑪】

現状・課題

- 県では、沖縄空手の目指すべき将来像とそれを実現するための振興方策として「沖縄空手振興ビジョン」及び同ビジョン実現に向けた具体的な工程等となる「沖縄空手振興ビジョンロードマップ」を策定し、戦略的に沖縄空手の保存・継承・発展のための取組を実施している。
- しかし、現行の沖縄振興特別措置法において、沖縄空手の保存・継承・発展については規定されておらず、同法に基づき策定する沖縄21世紀ビジョン基本計画では、「文化の発信・交流」分野として位置付けられている。
- 沖縄を発祥の地とする空手の保存・継承・発展に向けては、指導者及び後継者の育成、道場や空手関係団体の運営強化、認知度の向上、空手愛好家の受入体制の強化、空手関連産業という新たな沖縄型産業の創出などの課題がある。

- 県では、沖縄空手の保存・継承・発展に取り組むとともに、「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信するため、沖縄空手会館を拠点に世界大会の定期開催や空手愛好家の受入体制強化、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた気運醸成を図ることとしている。
- 「空手の聖地・沖縄」の形成に向けた支援や国、県、市町村の責務等を明確にし、沖縄振興特別措置法に根拠を定めることにより、各施策を効果的に推進する必要がある。
- 効果的に沖縄空手の保存・継承・発展を図るため、国が強力に推進している武道ツーリズムや観光立国、文化芸術立国等に係る国の施策と密に連動する必要がある。
- 持続的に沖縄空手を保存・継承・発展させるためにも、沖縄振興特別措置法に基づく国の財政支援を創設する必要がある。

担当部課

文化観光スポーツ部 空手振興課



提言する制度名

沖縄文化の基層であるしまくとぅばの保存・普及・継承に向けた支援

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	沖縄振興特別措置法への位置づけ

制度概要

1. 沖縄文化の基層である「しまくとぅば」の保存・普及・継承について、沖縄振興特別措置法に規定を設ける。【新規】
2. 県内各地のしまくとぅばの保存・普及・継承の取組を着実に推進するため、国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P1-①、P2-④、P3-⑦】

現状・課題

- 本県は、その地理的、歴史的な背景によって培われた独自の豊かな文化芸術を有しており、県内各地域で世代を超えて受け継がれてきた言葉である「しまくとぅば」（島言葉）は、地域の伝統行事等で使用される大切な言葉であるとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居等といった沖縄文化の基層となっている。
- そのため、県では「しまくとぅば普及推進計画」を策定し、県民大会の開催等県内における気運醸成を図るとともに、しまくとぅば普及センターを設置し講師養成講座や「しまくとぅば検定」などの人材育成の取組や、ユネスコが消滅の危機にあるとしている県内5地域（本島中南部、本島北部、宮古、八重山、与那国）の言葉で「しまくとぅば読本」を作成し、小中学校に配布するなど積極的に取り組んでいるところである。
- 同計画では、しまくとぅばを使う人（①しまくとぅばを主に使う、②しまくとぅばと共通語を同じくらい使う、③あいさつ程度に使うの合計）の割合を平成25年度の58%から令和4年度には88%とすることを普及の目標値としているが、令和元年度の調査では56.7%で目標の達成が厳しい状況となっている。
- その原因には、核家族化や標準語の情報に容易にアクセスできる等の生活環境の変化もあると思われるが、県内の有人島だけでも47あり、それ以上のしまくとぅばが県内には存在することが関係しており、ユネスコが消滅の危機にあるとしている県内5地域を中心とした取組では、自分事として取り組みにくい状況があるものと思慮される。

現状・課題

- 加えて、しまくとぅばを主に使う世代が年々減少しており、しまくとぅばを使う環境は益々厳しくなっていくことから、しまくとぅばの保存・普及・継承に向けた取組を迅速かつ効果的に進めていくことが喫緊の課題となっている。

必要性

- 沖縄は豊かな自然環境と風土・伝統に根ざした文化を有しており、これらの資源は、ホスピタリティあふれる県民性を形成する源であることに加え、人々を魅了し惹きつける要素であり、沖縄が持続的発展を志向する上において大いなる力となる。
- 「しまくとぅば」は、上述する沖縄文化の基層であり、しまくとぅばが失われていくということは伝統文化をはじめとする沖縄のユニークな文化が衰退していくことにつながり、中長期的にみた場合、その影響は少なからず本県のリーディング産業である観光にも影響していくものと思慮される。
- しまくとぅばを話す世代が年々減少していく中、若年層を中心にその保存・普及・継承にむけた全県的な取組を迅速・丁寧な、かつ効果的に進めていくことが急務となっており、沖縄振興特別措置法に位置づけて、県内各地域におけるしまくとぅばの保存・普及・継承に向けた取組の着実な推進のため、国の財政支援を創設する必要がある。

担当部課

文化観光スポーツ部 文化振興課

提言する制度名 「琉球・沖縄関係資料」知の集積と発信

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 琉球王国時代から現在に至るまでの琉球・沖縄関係資料の調査・収集・刊行等に係る国の財政支援を創設する。【新規】
2. 調査・収集・刊行した資料のデジタル化による保存、多言語化による公開並びに検索システム構築に係る国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③】

現状・課題

- 沖縄戦による資料の散逸・滅失に加えて、戦後は米国施政権下におかれ、十分な資料収集活動を行うことができなかった。一方、国内外では、歴史的・文化的価値を有する貴重な琉球・沖縄関係資料等が多く散見される。
- これら未収集の資料等については、自然災害等による消失リスクや、海外に資料等が存在する場合には、言語の問題等から廃棄される可能性も懸念される。
- 琉球・沖縄の歴史と文化を継承するために、収集した資料等のデジタル化による保存や誰もが円滑に利用できる環境の整備が求められる。
- 沖縄振興特別推進交付金等を活用して事業が進められてきたが、調査の対象となる資料が膨大であり、かつ資料の腐食も進行している。収集・保存作業を加速化させる必要があり、財政面や人員確保の面で大きな課題となっている。

必要性

- 国内外に散在する琉球・沖縄関係資料について、収集・保存作業を加速させるため、編集・刊行を図る専門的人員を配した体制の構築・維持するための人件費や刊行費用等を確保する必要がある。
- 調査・収集・刊行した資料を県民をはじめとして国内外へ広く普及啓発を行うためデジタル化や多言語化に対応したWeb公開、普及の促進を実施する必要がある。

担当部課 教育庁 生涯学習振興課、文化財課

提言する制度名 埋蔵文化財の保存・活用に関する特別措置

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 駐留軍用地跡地などにおける発掘調査の円滑な実施に必要な保存・活用施設の整備に係る国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-③】

現状・課題

- 平成25年4月5日付けで日米両政府により合意された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」により、駐留軍用地の返還に伴い実施された埋蔵文化財の発掘調査件数は、平成24年度の3件から令和元年度の16件へと5倍も増加している。(面積:H24 14,000㎡ R元 64,471㎡ 4.5倍)
- 一方で、近年の好調な沖縄経済を背景に、駐留軍用地または駐留軍用地跡地以外の開発行為も多くあり、限られた保存施設で膨大な量の出土品が見込める調査の実施に課題を抱えている。
- また、通常の開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査については、事前調整により遺跡が現地保存されることがあるが、嘉手納以南の返還跡地においては、跡地利用特措法に基づき不発弾や土壤汚染除去等のため、岩盤等の基盤面まで掘削を行う支障除去作業を実施することから、広大な面積を発掘調査する必要があり、これに伴い出土する遺物も通常より膨大な量になる。現時点の試算ではコンテナ約3万3千箱分と、県立埋蔵文化財センターの全収容能力約2万6千箱分を大きく上回る量となっており、出土品の保存施設の確保が課題となっている。
- さらに、出土した遺物は埋蔵文化財として適切に保存するとともに、県民自身が先史以来の文化や伝統への理解を深めることができるよう、企画展示や体験学習、出土遺物等の資料の閲覧を行う場である活用施設の確保についても課題となっている。

必要性

- 持続可能な沖縄振興に向けて、好調な県経済を背景に増加する開発行為への対応に加え、駐留軍用地の返還跡地における発掘調査についても円滑に進める必要があるため、発掘調査の実施によって急増している埋蔵文化財の保存と県民が先史以来の文化や伝統の理解に必要な活用施設を、国の財政支援のもと確保する必要がある。

担当部課 教育庁 文化財課

景観形成



提言する制度名 沖縄らしい風景づくり制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	○	○

制度概要

1. 県全体で共通するテーマに基づく風景づくりや景観形成を推進するため、地区全体を1つのミュージアムに見立てた「沖縄まちなみミュージアム地区認定制度(仮称)」を創設する。地区の認定にあたっては、専門家等による協議会を活用した計画を策定し、国の認定を受けるものとする。【新規】
2. 「沖縄まちなみミュージアム地区(仮称)」における沖縄らしい風景の保全・創出に寄与する建築物を対象に固定資産税及び不動産取得税の特例措置を創設し、その減収分を地方交付税で補填する。【新規】
3. 沖縄らしい風景づくりを推進する(1)から(4)の取組に対して国の財政支援を創設する。【新規】
 - (1) 市町村が景観形成を推進する地区において、住民や企業等が取り組む景観形成(赤瓦、石積、石張、緑化、無電柱化、夜景に配慮した照明等)。なお、国が認定する「沖縄まちなみミュージアム地区(仮称)」については、重点的に推進する。
 - (2) 景観行政団体である市町村が実施する景観計画の策定及び改定、景観地区等の指定や景観協議会の設立、公共事業で実施する景観アセスメントの構築・実施等。
 - (3) 広域的な景観形成を目指す複数の市町村が、協働で実施する景観計画の策定や景観協議会の設立等。
 - (4) 沖縄県がICT等を活用して実施する広報啓発、人材育成、研究開発、景観アセスメント及び良好な景観形成に向けた屋外広告物に係る実態調査など。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P2-④】

- 本県は、我が国唯一の亜熱帯性海洋性気候の元に形成された特有の自然環境や東アジア、東南アジア諸国との交流によってはぐまれていた歴史・文化がもたらす我が国でも独特の県土景観を有している。
- しかし、かつての沖縄の美しい風景は戦争で壊滅し、また、本土復帰後の沖縄振興策を通して、県民生活が飛躍的に向上する一方で、急速な社会資本や都市・地域の整備により、沖縄独自の自然や沖縄らしい風景はその多くが失われてしまった。
- 赤瓦や琉球石灰岩、フクギ並木によるまちなみ景観などの沖縄らしい風景は、国内外に発信できる質の高い貴重な観光資源となっているが、このような沖縄の地域特性や地域イメージを基本としつつ、人々の生活・経済活動により、日々新しい風景につくり変えられており、沖縄らしい風景の保全・創出が課題である。
- 本県では、自然や歴史・文化、時代の変遷、人々の暮らしを背景とした、地域毎の個性あふれる風景づくりを推進してきたが、県全体でみると沖縄らしい風景づくりは道半ばであり、伝統的風景の保全や、潤いとくつろぎのある都市空間の創出など、多様性のある地域毎の個性を生かしつつ、それぞれが調和した広域景観の形成が求められている。
- また、長年の取組により保全・創出された景観も、その継承ができなければ失われてしまうため、次世代へ繋がる継続的な仕組みづくりが課題である。
- それぞれの地域で育まれてきた個性あふれる風景を、普遍的な観光資源として国内外に発信できるよう、県には広域的な景観形成のための方針を示し、県全体の気運醸成や市町村間の広域調整など総括的な役割が求められている。
- これまで県で取り組んできた沖縄まちなみミュージアム地区制度については、税制優遇等の制度活用のメリットが生み出されていないことから、地区認定まで至っておらず、効果的な制度設計が課題である。
- 市町村においては、景観形成に係る予算・人材の確保、地域課題に対応した景観計画の改定、市町村を跨ぐ広域的景観形成、屋外広告物への柔軟な対応等が課題となっている。

- 風景づくりには、息の長い、長期的な視点に立った取組が必要であり、沖縄らしさを十分活かした風景づくりを進めることにより、美しく豊かな生活環境の実現、観光・交流・産業等の振興を促進し、沖縄振興を推進することが必要である。
- 調和した広域的景観の実現に向けて、本県で実施してきた景観施策を拡充するとともに、各市町村の掲げる目標像の実現に向けた景観施策に係る支援や広域景観形成の取組、良好な景観形成に向けた屋外広告物に係る実態調査などに対する国の財政支援が必要である。
- 良好な景観形成に係るイニシャルコストや固定資産税及び不動産取得税の負担を軽減し、地域住民が風景づくりに協力しやすい環境を創出するため、税制優遇が必要である。

景観形成



提言する制度名 花と緑あふれる緑化対策強化支援制度【再掲】

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 観光地への主要アクセス道路等について、花と緑のある良好な空間を創出し、道路景観を向上させるため、ICタグを用いた街路樹マップシステムの構築、花木等による修景及び重点管理に係る国の財政支援を創設する。【新規】
2. 空港や港湾において、季節の花などを用いて緑化整備するための国の財政支援を創設する。【新規】
3. 緑化病害虫や外来種ギンネム等の防除に係る国の財政支援を創設する。【新規】
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④、P2-⑥、P3-⑦】

現状・課題

- 本県は亜熱帯地域に位置する島しょ県であり、日本本土とは異なる植物相を有する豊かな自然環境に恵まれている。
- 県内各地の沿道や公共施設等においては、鮮やかな花を咲かせ南国沖縄のイメージを印象づける緑化木・植物が多用され、沖縄の貴重な観光資源となっている。
- 台風常襲地帯であることや、年中温暖で雨の多い気候から外来種ギンネムを含む雑木・雑草の繁茂が激しいことに加え、外来昆虫等による病害虫の被害が多発している。

必要性

- 花と緑にあふれる沖縄らしい景観形成を図り、世界水準の観光リゾート地形成に資するため、沖縄らしい熱帯・亜熱帯性の花木等を活用した、それぞれの地域にふさわしい緑地の創出が必要である。

担当部課 環境部 環境再生課、土木建築部 道路管理課

提言する制度名 県民の健康づくりを推進する道路環境の整備

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

- 健康長寿おきなわの維持継承のため、ウォーキングやジョギングに利用しやすい歩道空間を形成し、県民の健康づくりを推進するための県の取組に対する国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】



現状・課題

- 沖縄県の平均寿命は延伸しているものの、平成27年の全国順位は男性が36位、女性が7位と順位が下がっており、長寿県としての地位が危ぶまれ、「健康・長寿おきなわ」の維持・継承と長寿日本一の復活が課題となっている。
- 本県は、男女ともに肥満率が高く、メタボリックシンドロームや生活習慣病の増加が懸念されている。
- また、健康のために歩かない(運動しない)理由として「面倒だから」「時間がない」が多い状況である。

必要性

- 男女とも平均寿命日本一を取り戻し、「健康・長寿おきなわ」を維持継承するため、安全で気軽にウォーキングやジョギングを利用しやすい歩道空間を形成することにより、運動習慣の定着による県民の健康づくりを推進する必要がある。

担当部課 土木建築部 道路管理課



提言する制度名 公立北部医療センター等に関する新たな支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 開院後の効率的な経営に向けた公立北部医療センターの整備に係る国の財政支援（国庫補助率8/10）を創設する。【新規】
2. 公立北部医療センターの医師確保及び医師の育成（地域医療教育センター（仮称）設置・運営）に係る国の財政支援（国庫補助率8/10）を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P1-②】

現状・課題

- 沖縄県は隣接県がないことから、他の都道府県とは異なり、救急医療や災害医療など、県内で完結できる医療提供体制の構築を余儀なくされている。
- 本島北部地域は、未だに県内の他の地域に比べ一人当たりの所得が低く、過疎地域が多く存在することから、地域の実情に応じた定住条件の向上が課題であるが、依然として無医地区が存在することや、産科、外科等の慢性的な医師不足が生じている。
- 慢性的な医師不足の原因は、県立北部病院と北部地区医師会病院という同規模の急性期病院が2つあることであり、人口10万人規模の北部医療圏では、必然的に医師の分散と患者の分散による診療制限、診療休止、中南部への患者の流出及び非効率的な経営という問題をもたらしている。
- これらの問題を解決するためには、両病院の統合が必要であり、令和2年7月に県と北部12市町村等が北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書を締結した。

必要性

- 北部医療圏における慢性的な医師不足を解消するためには、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、公立北部医療センターを整備することで、非効率で不安定な医療提供体制を解消する必要があり、開院後の効率的な経営に資するため新たな支援制度が必要である。
- 公立北部医療センター開院後の良質かつ効率的な医療を提供するため、琉球大学医学部との連携を図り、医師の確保及び医師の育成を行う地域医療教育センター（仮称）の設置及び運営のための新たな支援制度が必要である。

担当部課 保健医療部 医療政策課



提言する制度名

北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所にかかる施設、設備、運営に要する費用に対する補助制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

- 北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所の施設整備に係る既存の国庫補助制度を見直す。【拡充】
 - 補助対象経費の算定方法を基準額方式から事業費(実額)方式へ変更。
 - 補助対象経費に土地取得費、設計監督費、施設改修費及び職員宿舍の整備費を追加。
- 北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所の設備・運営費に係る既存の国庫補助制度を見直す。【拡充】
 - 補助対象経費の算定方法を基準額方式から事業費(実額)方式へ変更。
 - 内閣府沖縄担当部局予算(沖縄振興予算)に一括計上する予算に当該国庫補助金を追加。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

現状・課題

- 沖縄県は、隣接県がないことから、他の都道府県とは異なり、救急医療や災害医療など、県内で完結できる医療提供体制の構築を余儀なくされている。
- 高温多湿、海岸が近く台風等による強風、波浪の影響を受ける自然環境下にあり、建築施設への影響が大きく、施設の老朽化の進行が早い。
- へき地診療所及び北部・離島の公立病院においては、圏域内での医療提供体制の完結を図るための医療施設、医療機器整備及び運営費の負担が大きい。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、北部及び離島・へき地における検査体制や受入体制の脆弱さが改めて浮き彫りとなった。

必要性

- 本県は、県内で完結できる医療提供体制を構築する必要があるが、中核病院の少ない北部地域及び離島・へき地において、ウイズ・コロナ、アフターコロナに対応した施設設備整備を推進し、住民の定住条件の整備を図る必要がある。

担当部課 保健医療部 医療政策課、病院事業局 病院事業経営課



提言する制度名 沖縄振興を下支えする社会的検査の推進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えつつ、社会経済活動を継続するため、県内のいわゆるエッセンシャルワーカー（特に観光関連事業者や社会活動維持に従事している者）に対して、戦略的に実施するPCR検査に係る国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

現状・課題

- 沖縄県は島しょ県であることから、新型コロナウイルス感染症対応についても、県内の限られた医療資源で完結出来る体制の構築を余儀なくされており、特に離島地域においては、脆弱な医療提供体制となっている。
- 本県における新型コロナウイルス感染症の流行の要因の一つとして、県外観光客による持ち込みがあるが、県外観光客が空港通過する際には無症状であることが多いため、観光関連従事者（交通、宿泊、飲食店等）の感染を早期に発見し隔離することで、職場内や家庭内での感染拡大を防ぐことが重要である。
- また、新型コロナウイルス感染症が拡大した際には、検査体制や医療提供体制が逼迫したため、県外からの渡航自粛を強化する事態となった。
- そのため、県経済の牽引役である観光関連従事者や、社会活動維持に必須となるライフライン関連事業者（医療、介護、保健、交通、流通、電気、ガス、水道、教育等）における感染の早期発見が重要となる。
- 戦略的なPCR検査については国も方針を明らかにしておらず、対象者の考え方や検査の実施方法、費用負担については、制度的な裏付けがない状況である。

- 戦略的なPCR検査について、国の方針がないことから、県独自の制度設計に基づき、沖縄振興に資するため観光関連やライフライン関連における全県的な検査体制を確立する必要があり、特に離島地域における検査体制の強化は急務である。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えながら、社会経済活動を展開していくことは、ウイズ・コロナの時代にあって必須であり、特に県経済の牽引役である観光関連と社会活動維持に必須となるライフライン関連において早急に取り組む必要がある。

提言する制度名 港湾における感染症対策

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 港湾管理者や旅客・貨物航路事業者及び荷役事業者等の行う検温や消毒などの感染症対策に要する費用に対して、国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:—】

現状・課題

- 島しょ県である本県の人流・物流を支える基盤として、港湾(41港)は重要な役割を果たしている。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、港湾では離島住民への感染拡大防止の強化に向け、定期航路を有する各港湾のターミナル(乗船券売場)等において、各船会社(市町村や民間航路事業者)へ非接触型体温計を配布し、乗船前の検温を実施してきたが、継続的な実施について、各船会社の負担となっている。
- また、国際貨物の荷役等、貨物関連の作業においても各荷役事業者等が、防護服の着用等の感染症防止対策を行っているが、その費用が負担となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ県経済の回復に向けて、人流・物流の結節点である港湾において、港湾管理者や旅客・貨物航路事業者及び荷役事業者等による感染症対策の徹底・継続などが課題となっている。

必要性

- 離島住民の生活維持や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い大幅に減少した観光客の回復などに向けて、「安全・安心の島 沖縄」を実現するためには、人流・物流の結節点である港湾で、継続して感染症対策を行う必要がある。
- 港湾管理者や旅客・貨物航路事業者及び荷役事業者等の行う感染症対策に対する国の財政支援が必要である。

担当部課 土木建築部 港湾課

提言する制度名 沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 沖縄県の国民健康保険事業に対し、沖縄の特殊事情に配慮した国の財政支援を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

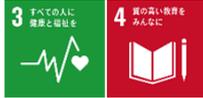
現状・課題

- 令和2年7月に国が公表した平成30年度の市町村国保の財政状況によると、全国では約215億円の黒字であり黒字化を達成しているが、本県については、約22億円の赤字であり依然として厳しい状況が続いている。
- 本県市町村国保の法定外繰入については、公費拡充前の平成29年度に比べ大きく改善しているが、平成30年度以降も50億円を超える法定外繰入が続いており、平成20年度から令和元年度までの12年間で約958億円に及ぶ法定外繰入を行っている。
- 本県市町村国保が赤字となる大きな要因は、前期高齢者の加入割合に重点を置いて算定される前期高齢者交付金が少ないことにあり、一人当たり交付額は全国平均の3分の1程度となっている。
- また、今後見込まれる収支不足を保険料(税)で補うには、一人当たりで20%もの引き上げが必要だが、本県市町村国保は、低所得者の加入割合及び負担能力のない子ども(20歳未満)の加入割合が高いことなどから、保険料(税)の早急かつ大幅な引き上げは困難な状況にある。

必要性

- 今後も都道府県単位化による安定的な財政運営によって持続可能な制度を構築するとともに、本県市町村国保の構造的な課題の解消につなげていくためにも、本県の特殊事情に配慮した財政支援が必要である。

担当部課 保健医療部 国民健康保険課



提言する制度名 薬剤師確保対策制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	○	—	—	—

制度概要

1. 県内国公立大学への薬学部(科)の設置に要する費用(施設整備費含む。)に係る財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】
2. 1で設置する薬学部(科)に対し、地域枠入学試験制度の導入を義務付ける。【新規】
3. 薬剤師法第19条に規定する調剤の業務について規制を緩和する。【新規】
 ※規制緩和の内容: 県内国公立大学に薬学部が設置され、県内において薬剤師が充足されるまでの間、沖縄県全域において薬剤師が派遣できるよう規制を緩和。
 【沖縄らしいSDGsの優先課題: P1-②、P1-③】

現状・課題

- 本県は人口10万人あたりの薬剤師数が全国最下位であり、医療機関や薬局において慢性的に薬剤師不足の状況となっている。その要因として、県内に薬剤師を養成する大学がなく、県外へ進学する必要があることや多額の費用がかかること等が挙げられている。
- 沖縄科学技術大学院大学(OIST)や琉球大学等における創薬に関する基礎研究の支援、認定薬剤師として病院等でのチーム医療への進出、令和7年(2025年)を目処に構築される地域包括ケアシステムの一翼を担い、多剤・重複投与の防止や残薬解消による患者の薬物療法の安全性・有効性向上、医療費の適正化等への役割など、今後薬剤師に求められる役割は大きくなっている。
- 医師については派遣場所が離島・へき地の場合は一部例外として派遣が認められているが、薬剤師は産前・産後休暇や育児休業等を取得した者の業務を行う派遣等を除き労働者派遣が禁止されている。

- 県内の薬剤師不足を解消するための抜本的な方策として、県内国公立大学への薬学部(科)を設置する必要がある。
- 実際に県内国公立大学への薬学部設置及び薬剤師育成までに相当な期間を要することが想定されることから、当面の間、限りある人材を有効に活用し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制確保が必要である。

担当部課

保健医療部 衛生薬務課、病院事業局 病院事業総務課

提言する制度名

離島・へき地への看護師の派遣のための労働者派遣法の規制緩和

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
—	○	—	—	—

制度概要

- 労働者派遣事業の対象外となっている保健師助産師看護師法第5条に規定する看護師の業務について、離島・へき地に限り看護師を派遣できるように規制を緩和する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

現状・課題

- 沖縄県は隣接県がないことから、他の都道府県とは異なり、救急医療や災害医療など、県内で完結できる医療提供体制の構築を余儀なくされている。
- 医師については派遣場所が離島・へき地の場合は一部例外として派遣が認められているが、看護師は産前・産後休暇や育児休業等を取得した者の業務を行う派遣等を除き労働者派遣が禁止されている。
- 看護師は地理的不利性により、離島・へき地では安定的な人材確保が難しい。
- 特にへき地診療所で勤務する看護師は医師1人・看護師1人体制の中で地域保健活動も担っていることから、休日も当該地域を離れることが難しく、学会や研修参加の機会が取れず、休暇取得が困難な勤務状況下にある。

必要性

- 離島・へき地においては、看護師の安定的な人材確保が難しい状況にあることから、限りある人材を有効に活用し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制確保が必要である。

担当部課

保健医療部 保健医療総務課、病院事業局 病院事業総務課



提言する制度名 ICTを活用した遠隔医療の推進

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	—

制度概要

1. 離島・へき地においても沖縄本島と同等の医療を受けることができる体制を構築するため、遠隔医療の実施に必要な設備整備費及び運営費に対する高率補助制度(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】
2. 離島・へき地における、かかりつけ医と連携した遠隔医療に対する診療報酬算定の対象患者の拡大や、オンライン診療料等の加算措置を行う。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

現状・課題

- 沖縄県は隣接県がないことから、他の都道府県とは異なり、救急医療や災害医療など、県内で完結できる医療提供体制の構築を余儀なくされている。
- 離島・へき地においては、一人で様々な患者に対応できる総合診療医師の需要が高いが、身体的・精神的な負担が大きく、総合診療医師は慢性的に不足している。
- また、離島の医療機関を受診する観光客も増加しており、医療機関の負担が大きくなっている。
- 特に離島・へき地においては、主に県立診療所等の公的医療機関がその役割を担っているが、専門性の高い症例については、沖縄本島等の島外の医療機関へ通院せざるをえず、離島住民にとって、経済的・身体的に大きな負担となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、離島から沖縄本島等への通院が困難な状況となっており、離島・へき地医療の脆弱さが改めて浮き彫りになった。

必要性

- 居住離島にしながら、遠隔で必要な医療を受けることが出来る5Gにも対応した体制を整備し、ウィズ・コロナ、アフターコロナに対応した遠隔医療を推進し、離島等における医療提供体制の確保を図る必要がある。

担当部課 保健医療部 医療政策課

提言する制度名 北部地域・離島における医療提供体制の確保

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	○	—	—

制度概要

- 北部地域・離島の県立病院（統合後の公立北部医療センターを含む。）において、診療報酬に上乘せされる総合入院体制加算に係る次の施設基準について、要件を緩和し、当該加算を適用させることにより増額が見込まれる診療報酬相当額を補填する国の財政支援（全額国庫）を創設する。【新規】
 - 入院患者に占める重症患者の割合（重症度、医療・看護必要度）が32%未満であっても施設基準を満たしているものとする。
 - 地域包括ケア病棟入院料等に係る届出を行っている場合であっても、施設基準を満たしているものとする。
 - 薬剤師の当直により、調剤が24時間可能とされていることについては、薬剤師を24時間配置しなくても、必要な場合に迅速に（概ね30分以内）調剤に対応できる体制を確保することで、要件を満たしているものとする。

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P1-②】

現状・課題

- 本県の医療提供体制は、復帰当時の昭和47年において、病院病床数が全国平均の約60%、医師数が約36%など、全国に比べて大きく立ち後れた状況であった。
- 県民の医療需要に対応するため、県立病院主導で医療提供体制が整備されたことにより、現在においても市町村立病院の設置が進まず、県内病床数に占める県立病院病床数の割合が11.9%（平成28年度：全国4位）と全国平均3.5%に比べ高い状況となっている。そのため、離島における急性期医療は県立病院が担っている。
- 北部地域・離島の県立病院（統合後の公立北部医療センターを含む。）においては、重症度が高い患者以外についても幅広く診療せざるを得ないため、診療報酬の算定方法における総合入院体制加算の施設基準を満たすことが困難な状況である。

必要性

- 北部地域・離島の診療報酬算定に係る要件を緩和し、総合入院体制加算により見込まれる増収分を補填する交付金制度（全額国庫）を創設することで、県立病院（統合後の公立北部医療センターを含む。）の経営安定化を図り、北部地域・離島において必要な医療を確保する必要がある。

担当部課 病院事業局 病院事業総務課、保健医療部 医療政策課



提言する制度名 **黄金っ子(くがにっこ)応援特別制度** (誰もが安心して子育てを行える環境の実現)

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 子育て環境整備に関する(1)から(5)の取り組みに対して、国の財政支援を創設する。【新規】
 - (1) 多子世帯への保育料等の軽減のための財政支援。
 - (2) 潜在保育士を含む保育士確保等の支援。
 - (3) 認可外保育施設における保育の質の確保・向上のための支援。
 - (4) 幼児教育・保育施設と小学校との連携体制の促進。
 - (5) 放課後児童クラブ、児童館等の整備。

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-①、P1-②】

- 米軍統治の時代が長く続いた本県においては、保育所や放課後児童クラブ、児童館などの子育て環境の整備が遅れていたことから、国の高率補助等、様々な制度を活用して保育所等の整備を進め、全国との格差も縮小してきたが、認可外保育施設に入所する児童の割合が高いことや、放課後児童クラブの環境改善、利用料の低減等が課題となっている。
- 合計特殊出生率が高く、人口増加県の一つであるが、今後、少子高齢化の進展や多子世帯への支援の拡充が課題である。
- また、「黄金っ子応援プラン」に基づき、保育の受け皿の整備を進めているものの、保育士不足が深刻な状況であり、潜在保育士の復職支援を含む保育士の確保及び保育ニーズのミスマッチ解消が喫緊の課題となっている。
- 認可外保育施設については、認可化移行促進と保育の質の確保・向上に取り組んできたところであるが、国の基準を達成できていない施設が多数ある。保育の無償化を継続するためには、経過措置が終わる令和5年度末までに国の基準を達成しなければならず、保育の質の確保・向上が急務となっている。
- 国が幼児教育・保育施設と小学校との連携を推進している中で、本県でも公立幼稚園が小学校に隣接・併設されていること等から公立幼稚園を中心に連携体制が推進されている。一方、認可外保育施設については、連携体制が脆弱な状況がある。

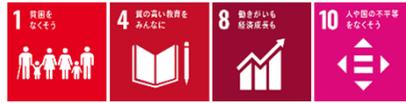
子育てに関する各種指標の全国比較

	沖縄	全国
合計特殊出生率(R元)	1.82	1.36
保育所入所待機児童率(R2.4)	2.19%	0.44%
認可外保育施設への児童入所率(H30.3)	15%	7%
放課後児童クラブの公的施設の活用割合(R元.5)	33.7%	83.3%
放課後児童クラブ利用料金が8千円未満の施設割合(R元.5)	35.2%	72.1%

- 歴史的背景から、認可外保育施設の多さのほか、公私連携幼保連携型認定こども園や公立幼稚園等が多いことなど、他県と異なる幼児教育・保育の環境下にある。このため、保幼小連携等を進め、全ての幼児教育・保育施設において質の高い教育・保育を提供する必要がある。
- 本県の合計特殊出生率は全国一高いものの、少子高齢化が進行することが想定され、多子世帯への経済的負担の軽減など、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実を図ることにより、全国に先駆けた次世代育成支援モデル地域を目指すことが重要である。

担当部課

子ども生活福祉部 子育て支援課、教育庁 義務教育課



提言する制度名 沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	○	—

制度概要

- 次の子どもの貧困対策に係る国の財政支援(交付金制度)を創設する。【新規】
 - 子供の居場所の運営支援や支援員の配置。
 - ひとり親家庭等への放課後児童クラブ利用金等の軽減に向けた支援。
- 子どもの学習・生活支援事業に係る国の財政支援を拡充する(国庫補助率を1/2から3/4へ引き上げる。)。【拡充】
- ひとり親世帯の親を正規雇用した事業者に対する税制上の特例措置を創設する。【新規】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P5-⑩】

子どもの貧困に関する各種指標の全国比較

	沖縄	全国
相対的貧困率	29.9% (H27)	16.3% (H27)
現金給与総額	265.3千円 (H30)	336.7千円 (H30)
非正規雇用率	43.1% (H29)	38.2% (H29)
ひとり親世帯(母子世帯)の出現率	4.88% (H30)	2.47% (H28)

現状・課題

- 本県の子どもの貧困率は29.9%で、全国16.3%の約1.8倍となっている。また、労働者の現金給与総額が全国の約8割の水準、非正規雇用率が全国一高くなっており、ひとり親世帯の出現率が全国の約2倍、高等学校等進学率や大学等進学率は全国水準に達していない。
- さらに、経済的な困窮を抱える世帯は、社会的な孤立や生活上の困難、家庭で子どもと接するゆとりが持てないなどの課題を抱えていることが多い。
- これまで、国の「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を活用した施策などの実施により、一定の効果が現れてきたものの、全小学校区の約6割で子供の居場所が設置されていないなどの課題も残っている。

- 子どもの貧困問題は子どものライフステージに応じて、様々な課題が山積しており、その解消を早期に図ることは容易ではなく、中長期的に取り組んでいく必要がある。貧困の連鎖を断つためには、子どもに対する支援のみならず、保護者に対する生活や経済的な支援などきめ細やかな対策が求められる。
- そのため、取り組みを一過性のものとせず、継続的に推進していくことが重要であり、施策を後押しする制度の創設が必要である。

担当部課

子ども生活福祉部 子ども未来政策課、子育て支援課、青少年・子ども家庭課、保護・援護課



提言する制度名 離島小規模特養等支援事業

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

- 離島における小規模特養等（小規模特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム）の附属設備の修繕等に係る国の財政支援を創設する。【新規】
 - 既存の国庫補助等：施設の新設、改築、大規模改修 → 補助メニューあり
 - 附属設備の修繕（空調設備の更新など） → 補助メニューなし

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P1-②】

現状・課題

- 小規模特養等は、定員数が少ないため大規模施設に比べてスケールメリットが活かせず、事業収益性が低いという性質を有している。
- 特に離島地域においては、職員の確保、入所者の確保が難しく、経営的に厳しい構造となっている。
- 附属設備の修繕にあたっては、島内で事業者、人材又は資材等を確保できない場合も多く、輸送コスト等の追加的な費用負担が必要となる。
- 以上のような状況から、附属設備の修繕を円滑に進めることができなくなることも懸念され、十分な介護サービスの提供が困難となる。

必要性

- 離島地域における小規模特養等においては、事業収益性が低い環境下で厳しい施設経営を行っており、附属設備の修繕が適切に行われるよう支援する必要がある。
- 島外への人口流出を抑制するためには、定住条件の整備が必要不可欠であり、住み慣れた離島地域で必要な介護サービスを受けることができるよう、小規模特養等の附属設備の修繕を支援する必要がある。

担当部課 子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課

提言する制度名 離島福祉人材確保・育成事業

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

制度概要

1. 離島・過疎地域における福祉人材の円滑な確保・育成に向けた各種の法定研修等をオンラインで受講できる環境の整備に対する国の財政支援を創設する。【新規】

※ 福祉人材（介護支援専門員、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、子育て支援従事者、相談支援従事者等）

研修実施団体（配信側）及び離島・過疎地域（受信側）のそれぞれにおける通信体制の整備に要する経費に補助を行う。

- ・ 機器購入費
 - ・ Wifi環境整備
 - ・ 通信費
 - ・ 受信側へのオペレーター派遣 など
- 配信側・受信側共通

【沖縄らしいSDGsの優先課題：P1-①、P1-②、P1-③】



現状・課題

- 東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に多数の離島が散在しており、各種研修を効率的に実施することが困難である。
- 沖縄本島における研修への参加は、旅費等の費用面の負担が大きい。
- 研修受講のためには、移動日も含めて数日間島を離れる必要が生じるが、その間の代替職員の確保が困難であり、業務上の負担も大きい。
- 離島・過疎地域では研修対象者が少数であり、現地開催も非効率である。

必要性

- 少子高齢化や人口流出が進む離島・過疎地域において、定住条件の整備は重要な課題である。
- 子育て環境の充実を図るとともに、高齢者や障害者が安心して生活できる環境を整えるためには、資格の取得、免許状の更新、各種研修の受講促進等により、福祉人材の安定的な確保・育成が必要である。

担当部課 子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課、子育て支援課、障害福祉課



提言する制度名 在留資格「特定技能1号(介護分野)」の要件緩和

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
—	—	○	—	—

制度概要

1. 介護分野における特定技能1号について、家族帯同を可能とする。【新規】
【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】

現状・課題

- 本県の介護人材は、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には21,899人の介護人材が必要となるが、約4,500人不足すると推計されており、また、介護関係の有効求人倍率は2.59倍を超えるなど、人手不足が深刻化している。
- また、介護職の離職率は27.6%となっており、全国平均の16.2%より約11ポイント高い状況にあり、介護福祉士養成施設への入学者も年々減少傾向にある。
- 介護分野においては、技能実習制度による受入が県内で増加傾向にあり、3年を経た技能実習生は「特定技能1号」の在留資格を取得できるため、将来的には特定技能1号による介護人材も増えていくことが予想される。
(参考)技能実習による受入人数 令和元年12月:24人 ⇒ 令和2年6月:66人
- 一方、県内の介護従事者の賃金水準は本土に比べ低い状況にあるため、EPAにより受け入れた外国人材が介護福祉士資格取得後に県外へ流出した事例があるなど、外国人材の定着が課題となっている。

必要性

- 県内の介護人材確保は喫緊の課題であり、特定技能人材の受入環境を整えるため、在留資格要件の緩和によりインセンティブを創設し、介護人材の確保・定着を図る必要がある。

担当部課 子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課